

笠間市告示第147号

令和2年第1回笠間市議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和2年4月2日

笠間市長 山口伸樹

- 1 期 日 令和2年4月9日（木）
- 2 場 所 笠間市議会全員協議会室
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度笠間市一般会計補正予算（第6号））
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度笠間市一般会計補正予算（第7号））
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））
 - (4) 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例について
 - (5) 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

令和2年第1回笠間市議会臨時会会期日程

| 月 日 | 曜 日 | 時 間 | 会 議 名 | 議 事 |
|-------|-----|-------|-------|---|
| 4月 9日 | 木 | 午前10時 | 本会議 | 開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・提案理由の説明 議案質疑・委員会付託 |
| | | | 休 会 | 常任委員会 |
| | | | 本会議 | 委員長報告・質疑・討論・採決 閉会 |

令和2年第1回
笠間市議会臨時会会議録

令和2年4月9日 午前10時15分開会

出席議員

| | | |
|-----|-----|--------|
| 議長 | 22番 | 飯田正憲君 |
| 副議長 | 13番 | 石田安夫君 |
| | 1番 | 坂本奈央子君 |
| | 2番 | 安見貴志君 |
| | 3番 | 内桶克之君 |
| | 4番 | 田村幸子君 |
| | 5番 | 益子康子君 |
| | 6番 | 中野英一君 |
| | 7番 | 林田美代子君 |
| | 8番 | 田村泰之君 |
| | 9番 | 村上寿之君 |
| | 10番 | 石井栄君 |
| | 11番 | 小松崎均君 |
| | 12番 | 畑岡洋二君 |
| | 14番 | 藤枝浩君 |
| | 15番 | 西山猛君 |
| | 16番 | 石松俊雄君 |
| | 17番 | 大貫千尋君 |
| | 18番 | 大関久義君 |
| | 19番 | 市村博之君 |
| | 21番 | 石崎勝三君 |

欠席議員

20番 小藺江一三君

出席説明者

| | | |
|----|---|--------|
| 市 | 長 | 山口伸樹君 |
| 副市 | 長 | 近藤慶一君 |
| 教 | 育 | 長 今泉寛君 |

| | |
|----------|--------|
| 市長公室長 | 中村公彦君 |
| 総務部長 | 石井克佳君 |
| 市民生活部長 | 金木雄治君 |
| 保健福祉部長 | 下条かをる君 |
| 産業経済部長 | 古谷茂則君 |
| 都市建設部長 | 吉田貴郎君 |
| 上下水道部長 | 横手誠君 |
| 市立病院事務局長 | 後藤弘樹君 |
| 教育部長 | 小田野恭子君 |
| 消防長 | 堂川直紀君 |
| 笠間支所長 | 岡野洋子君 |
| 岩間支所長 | 伊勢山裕君 |

出席議会事務局職員

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 堀越信一 |
| 次長 | 西山浩太 |
| 次長補佐 | 松本光枝 |
| 係長 | 神長利久 |
| 主幹 | 塩田拓生 |

議事日程

令和2年4月9日（木曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度笠間市一般会計補正予算（第6号））
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度笠間市一般会計補正予算（第7号））
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））
- 日程第4 議案第35号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例について
- 議案第36号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度笠間市一般会計補正予算（第6号））

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度笠間市一般会計補正予算（第7号））

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））

日程第4 議案第35号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例について

議案第36号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

午前10時15分開会

開会の宣告

○議長（飯田正憲君） 皆さん、おはようございます。会議定刻時間が遅くなりましたことをおわびいたします。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。20番小菌江一三君が欠席しております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回笠間市議会臨時会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入室前の手の消毒の徹底をお願いするとともに、会議中における議員及び執行部出席者のマスク着用を認めることといたします。

また、本日は写真撮影の申出がありますので、撮影の許可をしますことを申し添えます。本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

市長挨拶

○議長（飯田正憲君） ここで、市長から発言を求められておりますので許可いたします。市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 令和2年第1回笠間市議会臨時会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

議員各位には、公私共御多忙のところ臨時会に御出席をいただき、御礼を申し上げる次

第でございます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染対策についてでございますが、新型コロナウイルスの感染が全国的に急速に拡大しており、今月7日には、東京など7都府県を対象に緊急事態宣言が発令されたところでございます。茨城県においても、患者発生件数は、昨日8日までに77件となっており、死者も2名報告されております。

昨日の知事記者会見においても、緊急事態宣言に準じて、つくば市など10市町の居住者、事業者に対して、平日昼間を加えた不要不急の外出自粛や期間の延長、会社員等の通勤自粛、県立高校の10市町ほかへの通学自粛に加え、県民に対して緊急事態宣言が発令された7都府県の通学、通勤などの移動自粛、対象地域からの帰省呼びかけ自粛、対象地域から帰省した際の14日間の自宅待機など強く呼びかけられたところでございます。

本市においても、いつ感染者が確認され、感染拡大が起こるか分からない、予断を許さない状況となってきております。

感染防止対策につきましては、これまでも市民の皆様、事業者、そして議員各位に御協力をいただき進めてまいりましたが、引き続き危機感を保持して、市民の生命を守るために今できる最大限の対策を講じ、市民一丸となって感染症の予防と蔓延防止に取り組んでまいりたいと思っております。

本市の新たな対策としては、まず、公共施設の対応については、国、県が示す方針に基づき、生命を守るための感染拡大防止策として、これまでも閉館をしてまいりました、ゆかいふれあいセンターやいこいの家はなさかななどの施設に、公民館、図書館、地域交流センターを新たに加えて、今月10日から5月6日まで中止をしてまいります。

次に、市内小中学校義務教育学校につきましては、4月6日から再開したところでございますが、休校期間中の学習面や生活面等の指導を行った上で、明日10日から5月6日まで臨時休校措置を実施することといたしました。

併せて、放課後児童クラブにつきましても、予防対策として利用を中止いたします。なお、社会機能を維持する医療従事者や警察官等の職種に携わる方で、家庭でどうしても対応ができない場合には、公民館で児童クラブの代替えとなる受入先を用意させていただきます。

イベントにつきましては、感染拡大のリスクが高いゴールデンウィーク期間中に開催されるつつじまつりを中止し、陶炎祭が延期となっております。

感染症の拡大によって生活全般にわたって自粛傾向が長期化しており、市内においても、飲食店や小売業などを中心に様々な形で甚大な影響が出ている状況となっております。中小企業を対象とした融資制度では、売上が減少するなど経営の安定に支障が生じている市内の事業者に対して、今月6日現在で既に23件を認定しており、融資見込額では約3億6,000万円に上っているところでございます。

このような状況を踏まえ、市といたしましても、地場産業を守り、市内事業者等を支援

するため、一時的に支援が必要な笠間焼作家への緊急の貸付けや飲食店を応援するパスポート事業など、市の独自の支援策を創設いたしました。

次に、国の経済対策についてですが、今月7日に事業規模の総額108兆円程度となる緊急経済対策が決定をされました。この中では、一定の所得減少を条件に、1世帯当たり30万円の現金給付を柱として、子育て世帯を支援するため児童手当の受給世帯を対象に1人当たり1万円の支給や、中小企業などを対象にした給付金、雇用調整助成金の拡充、税金や社会保険料の支払い猶予などが盛り込まれているところでございます。

今後も、国の経済対策の詳細や県の動向を注視しながら、積極的にしっかりと対応をしてまいりたいと思います。

次に、市役所業務における取組につきましては、感染防止対策の一環として、この影響を機に、妊婦の職員及び特定地域の10市町に居住している職員を対象にした、新たにテレワークを進めてまいりたいと考えております。

また、ウイルスの抑制、除菌用の消毒液、次亜塩素酸水を生成する装置の購入を進め、公共施設や一般市民への配布を行ってまいります。

次に、提出議案等について御説明を申し上げます。

今回は専決処分の承認を求めることについて（令和元年度笠間市一般会計補正予算（第6号））などの報告案件が3件、笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例についてなどの提出議案が2件でございます。

今回の議案につきましては、3月24日に専決処分をしました令和元年度笠間市一般会計補正予算（第6号）、また、3月31日に専決処分をしました令和元年度笠間市一般会計補正予算（第7号）及び令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の報告や、令和2年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の補正予算案を上程するものであります。

令和2年度笠間市一般会計補正予算（第1号）であります。新型コロナウイルス感染拡大の影響に対する経済的支援として、内定取消しとなった方や雇用取消しとなった子育て中の方を一時的に雇用する緊急雇用対策事業や、第39回笠間の陶炎祭が延期されたことを受け、出展者に対する貸付制度を設けて支援する陶炎祭出展者貸付事業、または市内の飲食店の消費拡大を図るための飲食店緊急応援パスポート事業に係る補正予算でございます。

その結果、今回の補正額は8,758万円の増額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は323億5,758万円となります。後ほど詳しく説明申し上げますので、慎重なる審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶いたします。

開議の宣告

○議長（飯田正憲君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（飯田正憲君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、資料のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（飯田正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番西山 猛君、16番石松俊雄君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（飯田正憲君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、去る4月2日に議会運営委員会を開催し、御審議いただいております。

ここで、議会運営委員長から御報告をお願いします。

議会運営委員長畑岡洋二君。

〔議会運営委員長 畑岡洋二君登壇〕

○議会運営委員長（畑岡洋二君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、去る4月2日に令和2年第1回笠間市議会臨時会の会期日程等について協議いたしました。

会期につきましては、本日1日間といたします。

なお、日程につきましては、会期の決定、議案の上程、提案理由の説明、質疑を行い、所管の常任委員会へ付託となります。委員会終了後、本会議を再開し、委員長報告を受け、討論、採決となります。

以上、御報告いたします。

○議長（飯田正憲君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と

決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、会期日程表のとおりでありますので、御了承お願いいたします。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度笠間市一般会計補正予算（第6号））

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度笠間市一般会計補正予算（第7号））

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））

○議長（飯田正憲君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度笠間市一般会計補正予算（第6号））ないし報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第1号から報告第3号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの報告は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した令和元年度笠間市一般会計補正予算（第6号）、令和元年度笠間市一般会計補正予算（第7号）及び令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 報告第1号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について御説明を申し上げます。

こちらは、令和2年3月24日付で専決処分をしたものでございます。

3ページを御覧ください。

当補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に関連した国の緊急対応策などに基づき、早急な予算措置が必要であったことから、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,189万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ320億863万7,000円としたものでございます。

6ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正でございます。

一覧にございます6事業につきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのマスク、消毒液等の納品に時間を要することから、次年度へ繰越しの措置をするものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明を申し上げます。

9ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金2,753万7,000円の増は、学校の休校により臨時開設いたしました児童クラブの運営経費等の財源として計上するものでございます。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金1,302万2,000円の増は、特別支援学校の休校に伴い臨時開設いたしました放課後等デイサービスに係る経費の財源でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金68万2,000円の増は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものでございます。

10ページを御覧ください。

20款諸収入、4項雑入、5目雑入65万3,000円の増は、学校の臨時休校に際し、キャンセル不可能となった学校給食賄い材料費に対する国庫補助金が、全国学校給食会連合会を通して交付されるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

11ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費1,302万2,000円の増は、特別支援学校の休校に伴う放課後等デイサービスの臨時開設に係る経費を計上するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費2,753万7,000円の増は、学校休校により臨時に開設された児童クラブの運営経費等を計上するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費120万円の増は、公共施設等の新型コロナウイルス感染拡大防止のためのマスク、消毒液等の購入経費を計上するものでございます。

12ページを御覧ください。

9款教育費の2項小学校費及び3項中学校費は、共に1目学校管理費において、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消毒液の購入経費を計上してございます。

以上で令和元年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

続きまして、報告第2号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第7号）の専決処分について御説明を申し上げます。

こちらは、令和2年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

3 ページを御覧ください。

当補正予算は、地方譲与税や利子割交付金などの各交付金、地方交付税、国庫補助金の確定などに予算措置が必要であったことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,484万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ321億348万4,000円としたものでございます。

7 ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正でございます。

新型コロナウイルス対策事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのマスクや消毒液等の納品に時間を要することから、次年度へ繰越し措置をするものでございます。

次の、埴家住宅屋根修繕等補助事業につきましては、昨年の台風15号及び19号の影響によりまして、材料の調達に時間を要するなど修復作業に遅れが生じたことから、次年度への繰越し措置をするものでございます。

8 ページを御覧ください。

第3表地方債補正でございます。

市道整備事業債につきましては、事業費の確定見込みに伴う起債限度額の補正でございます。

小学校通信ネットワーク整備事業債及び中学校通信ネットワーク整備事業債につきましては、国の補助額の内示に伴い起債限度額を補正するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明を申し上げます。

11ページを御覧ください。

歳入でございます。

2款地方譲与税から12ページの最下段にございます9款地方特例交付金につきましては、令和元年度の交付額の確定に伴う補正でございます。

13ページを御覧ください。

10款地方交付税でございますが、特別交付税で2億1,959万5,000円、震災復興特別交付税で218万円の増額が決定をしたものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金2,024万4,000円の減は、小中学校の通信ネットワーク環境整備に関する、いわゆるGIGAスクール整備事業費補助金の内示によるものでございます。

15款県支出金、1項県負担金、4目農林水産業費県負担金864万2,000円の増は、多面的機能支払交付金事業負担金の確定に伴う増額でございます。

17款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金500万円の増は、ふるさとづくり寄附金の増によるものでございます。

14ページを御覧ください。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億6,421万9,000円の減は、各種交付金や地方交付税の確定などにより、予定をしておりました基金からの繰入れを減額するものでございます。

20款諸収入、4項雑入、5目雑入33万5,000円の増は、eスポーツ大会県予選会助成金及びプレミアム商品券販売未換金の受入れによるものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

15ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費7,786万5,000円の増は、公共建築物長寿命化等対応基金積立金の増額でございます。

14目基金費500万円の増は、ふるさとづくり寄附金を元気かさま応援基金積立金に積み立てるものでございます。

次に、5款農林水産業費、1項農業費、6目農地費1,152万3,000円の増は、交付単価の増額改定に伴う多面的機能支払交付金の増でございます。

2項林業費、1目林業振興費45万9,000円の増は、森林環境譲与税の確定に伴い、森林環境整備基金積立金に積み立てるものでございます。

以上で、令和元年度笠間市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、国保事業費納付金の過年度精算額の確定により、茨城県からの納付金の返還金収入があることから、令和2年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

予算書の3ページを御覧願います。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,185万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億2,866万8,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出につきましては、事項別明細書により御説明を申し上げます。

8ページを御覧願います。

初めに、歳入につきましては、8款諸収入、3項、5目雑入1,185万7,000円の増額は、国保事業費納付金退職被保険者等分の返還金でございます。

9ページを御覧願います。

歳出につきましては、6款、1項基金積立金、1目準備金積立金1,185万7,000円の増額は、歳入の返還金について、国民健康保険財政調整基金積立金として支出するものでございます。

以上で、報告第3号の説明を終わりにいたします。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第1号ないし報告第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決をいたします。

初めに、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度笠間市一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度笠間市一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

議案第35号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例について

議案第36号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

○議長（飯田正憲君） 日程第4、議案第35号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例について及び議案第36号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

初めに、議案第35号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第35号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響による第39回笠間の陶炎祭の延期により、活動に支障が生じる出展予定者に対して、資金の貸付けを行うため制定するものであります。

内容につきましては、産業経済部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 議案第35号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例について御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、第39回笠間の陶炎祭が延期されることで、作家活動などに支障が生じることに對し、貸付金を貸し付けることで経済活動の維持向上を図ることを目的に制定するものです。

本文につきましては、2ページを御覧ください。

第1条の目的につきましては、笠間の陶炎祭について、延期または状況の終息が見えない場合、中止まで予想される中で陶炎祭出展予定者に対して貸付金の貸付けを行うことで、経済活動の停滞などを解消することを説明しております。

第2条の定義につきましては、対象を今年29日から5月5日まで開催予定でありました笠間の陶炎祭に出展を予定していた作家または事業者と定義づけました。

第3条の貸付要件につきましては、陶炎祭出展予定者の中でも要件を設け、その全てに該当する必要があることを定めております。

第4条の貸付期間については、令和2年4月10日から12月28日までとしております。

第5条の貸付条件につきましては、特に要件、限度額、償還期間、償還方法について、規則で定めることを説明しているほか、貸付利子について、無利子であることを記載しております。

2ページから3ページの第6条の連帯保証人については、この貸付金制度には連帯保証人を立てる必要があり、連帯して債務を負担する必要があることを定めております。

第7条の偽りの借入申込みに対する措置については、偽りの申込みに対しての対処について定めております。

第8条の延滞金については、貸付金の償還について、期限までに償還がない場合、延滞金が発生することを定めております。

第9条の委任については、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第35号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例についての説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 次に、議案第36号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第36号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

この議案は、令和2年度の補正予算であり、一般会計について補正するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 議案第36号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大が懸念され、国における経済支援が進められる中、本市においても市内事業者等への経済的支援が早急に必要であることから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,758万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ323億5,758万円とするものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明を申し上げます。

6ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金4,758万円の増は、今回の補正の財源として基金から繰入れをするものでございます。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、5目笠間の陶炎祭出展者貸付金元利収入4,000万円は、歳出において計上しております貸付金元金の返還金を計上するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

7ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費944万円の増は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により雇用や内定が取り消しとなった方の緊急雇用対策として、臨時雇用に必要な費用を計上するものでございます。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費7,814万円の増は、市内飲食店の消費拡大を目的としまして、笠間市商工会が実施する緊急応援サポート事業への補助金として3,814万円を、また、陶炎祭の延期に伴い出展予定者の作陶活動を支援するため、貸付金4,000万円を計上するものでございます。

以上で、令和2年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は3回までとし、複数の議案質疑がある場合には、1件ごとに質疑を終結させてから次に移ってください。

10番石井 栄君の発言を許可いたします。

○10番（石井 栄君） 議長から許可をいただきまして、議案の質疑を行います。10番、日本共産党の石井 栄です。

議案第35号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例についての質疑を行います。

第1回目の質疑、一つ、条例第3条には、貸付金の貸付けを受けることができる者は、陶炎祭に出展を予定していた笠間焼作家または事業者であること、笠間市に住所もしくは事業所を有する者、または笠間焼協同組合の組合員であることとなっています。笠間市に住所を有する笠間焼作家、笠間焼協同組合員はそれぞれ何名でしょうか。

2番目、今回出展を予定していた笠間市に住所を有する笠間焼作家のお住まいは、大まかに言うと旧笠間地区、友部地区、岩間地区にそれぞれ何名ほどいらっしゃるのでしょうか。

三つ目、笠間の陶炎祭は県内でも有数のイベントとなっており、毎年50万人を超す来場者でにぎわっておりますが、県内の観光イベントの中で来場者数はどのような位置を占めていますか。昨年までの実績で、大まかで結構ですので、お示しをください。

4番目、今回の陶炎祭の延期による活動への支障があるということについてお伺いします。提案理由には、本案は、新型コロナウイルス感染症の影響による第39回笠間の陶炎祭の延期により、活動に支障が生じる出展予定者に対して、資金の貸付けを行うため制定するものでありますと記載されております。活動に支障が生じるとは、どのような支障が生じるということでしょうか。笠間焼作家としての活動継続に関わるということでしょうか、認識をお伺いします。

5番目、今年4月29日から開催予定であった笠間の陶炎祭は、出展を予定していた笠間焼の作家が、昨年から数カ月をかけて、毎日こつこつと作品作りに汗を流していたとの話を伺っております。笠間の陶炎祭延期による、この期間の経済的損失は総額でどの程度になると見込んでいますか。

6番目、笠間の陶炎祭に出展を予定していた笠間焼作家の方々の中には、相当の減収となる、中には、年間収入の半年分にも相当する減収であるとの話も私は伺っておりますが、

出展者1件当たりの減収はどの程度と推定、あるいは見込んでいるのでしょうか。

7番目、笠間の陶炎祭の盛衰は、笠間焼の将来にとってどのような影響を与えるとお考えでしょうか。

8番目、政府の支援策については、5月実施をめどにとの報道もございます。その中に地方自治体への1兆円支援という話も出ておりますけれども、陶炎祭、笠間焼の支援にどのようにつながるのか、あるいはつなげる予定でしょうか。

9番目、国の例で見ますと、いろいろな補助を受ける際には、たくさんの書類が必要となっているという話を伺いますが、今回の貸付けに関して、市への提出書類は必要最小限のものに限定してあるのかどうか、申請手続も簡略化されるようにしていくのかお伺いします。

10番目、陶炎祭が延期されて、いつ実施できるかどうか、現時点では誰も断定的な予想はできないと思います。状況の変化に応じて方針や施策は変化いたします。その際には、第8条の方針を的確に運用し、笠間焼作家の作陶活動、暮らしを守り、笠間焼を振興させるという観点から対応する……。

○議長（飯田正憲君） 石井議員、申し訳ないんですが、今回通告制を取っていないもので、1件ごとに質問をいただいて答弁をもらっていただきたいと思いますので、お願いします。

続いてというよりも、通告していないもので、1件ごとずつ。

○10番（石井 栄君） 一つ一つ。

○議長（飯田正憲君） はい。

○10番（石井 栄君） それは違うんじゃないですか。1件、1件というのは……ちょっと休憩してください。

○議長（飯田正憲君） 暫時休憩します。

午前10時56分休憩

午前10時57分開議

○議長（飯田正憲君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

続けてください。

○10番（石井 栄君） それでは、10番目の質問はもう一回言います。

延期されて、いつ実施できるかどうか、現時点では誰も断定的な予想はできません。状況の変化に応じて方針や施策は変化します。その際には、第8条の方針を的確に運用し、笠間焼作家の作陶活動、暮らしを守り、笠間焼を振興させるという観点から対応することになるのかどうか、これらをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

〔産業経済部長 古谷茂則君登壇〕

○産業経済部長（古谷茂則君） 石井議員の御質問にお答えします。

まず、作家数でございますが、出展者は228名となっております、そのうち市内の出展者が149名となっております。

各地区の内訳だと思うんですが、内訳につきましては、笠間地区が121名、友部地区が15名、岩間地区が11名となっております。

それから、県内イベントの来場者数でございますが、ゴールデンウィーク中にということで限らせていただきますが、去年で言いますと、ひたち海浜公園の次に2番目ということで笠間の陶炎祭の来場者数が多いという状況になっております。

初の中止ということでございますが、そのとおりでございまして、かなりの支障が生じるのではないかと考えておりますが、辞める方が出るのではないかと認識をしておるところでございます。

その次の経済損失でございますが、詳細な額はちょっと把握しておりません。

その次が減収ですね、1件当たりの減収につきましては、これは実行委員会に昨年聞いたところだと、平均で約100万円ぐらいの売上げがあったということですので、そのぐらいの減収が見込まれるのかなと考えております。

それから、将来への影響ということでございますが、この感染が長引けば長引くほど影響が多いのではないかと考えております。

その次の1兆円の支援につきましては、まだ詳細なものは示されておりませんので、現状としては把握しておらないものでございます。

次の書類につきましては、必要最小限で迅速に対応していきたいと考えているところでございます。

最後に、第8条の関係ですね、運用ということでございますが、これは貸付金の実績を踏まえながら対応を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 長い質問で申し訳ありませんでした。

要するに、笠間焼の延期による経済的損失というのは、今のところちょっと分からないということですが、昨年の実績等を踏まえてどのぐらいになるかというのは、例えば1件当たりが100万円ぐらいの収入があったと、それを単純に掛ければ最低限の損失額にはなるのではないと思うんですが、そういう考えで行くとどのぐらいになると推定されますか。これは推定ですから、正確には誰も分からないですよ。ちょっとその辺の大きさをお聞きできればと思うんですが、お願いします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 先ほど実行委員会から聞いた話で申し上げたとおりですので、それを聞くと、推定で約2億円余になるのではないかと考えます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） そうしますと、相当額の損失があるのではないかということで、今回の支援は有効な対策になるのではないかなと思いました。

以上です。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 議長、お願いがあるんですけども、いいですか。

○議長（飯田正憲君） はい。

○15番（西山 猛君） 貸付要件が第3条にあります。そして第5条で資金の貸付要件、貸付限度額等の説明がありますが、結局、規則で定めるといことなので、この貸付要件の部分も多分もっと細部にわたって規則に記されていると思うんです。明記されていると思うんです。なので、規則を拝見したいんですが。

○議長（飯田正憲君） 暫時休憩します。

午前11時04分休憩

午前11時08分開議

○議長（飯田正憲君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

西山議員。

○15番（西山 猛君） 今、配られたんですよ。

今配られたので、この条例と整合性も含めて、今、精査しているところなんですけれども、何か質問しろと言うんですか。

○議長（飯田正憲君） いやいや。

○15番（西山 猛君） では、進まないから、質問に入ります。

まず、この条例につきまして、過日、全員協議会の中で説明をいただきました。細部にわたる説明と理解しておりますが、そのとき、本来は規則を説明していただければよかったのかなと思うんですが、まず、新聞報道が続けて2回ありました。4月7日の緊急事態宣言の後の翌日ですね、7日の新聞報道の中では、細かく細部にわたっての説明が記されておりました。その点について、全員協議会の中で釈明をしました。新聞報道については慎重を期するというお約束をしていただいたのかなと思ったんですが、その中で特に期日、貸付期日、貸付期間の差異とか、ずれとか、そんなことが報道されておりますが、この報道について、今回ここで議案を提出するに当たって、議案を審議するに当たって、どのように執行部は考えているか答弁をいただきたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 先般の4月7日の、多分地元の茨城新聞の報道のことを指しているのかなと思いますが、全協で説明させていただきましたので、我々としてはもちろん議

会の議決をいただいた後、執行するのは当然でございますが、情報提供という意味で提供をさせていただいたところございまして、十分気を遣うというお話を全協でさせていただきました。そういう考えの下で情報提供をさせていただいております。

○議長（飯田正憲君） 西山議員。

○15番（西山 猛君） 市長と、少なくとも私の中では、温度差があるんだなという感じをしました。解釈が違うんだなという感じがしましたので、1回目の質問については結構でございます。それで分かりました。

2回目の質問をいたします。

これは令和2年4月29日から5月5日までの開催予定が延期になったと、取りあえず延期ですね、延期ということになったということなんですが、物事というのは、例えば事が起きてから、それに対する補填や補助や援助ということになろうかと思うんですが、これは転ばぬ先のつえという解釈になるのかなと思うんです。開催がまだされていません。もちろん延期ですから分かりません。だけれども、例年29日から5月5日まで開催されることを前提に、それを前倒しして援助をするという、そこに至った趣旨は何ですか。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 前倒しでということでございますが、例年、この時期、ゴールデンウイークの期間中に陶炎祭が開催されるということで、先ほど石井議員の質問の中にもあったとは思いますが、この陶炎祭に、作家の中には1年分の収入を得るといような方もいると聞いておまして、作家たちのサイクルというのが、陶炎祭終了後に支払いが生じるという方が多数いると伺っております。

そういったことから、こういった支援が必要なのではないかということで、今回この条例のほうを提案しております。

○議長（飯田正憲君） 西山議員。

○15番（西山 猛君） 必然、陶炎祭が5月5日が最終日ということで、その後に支払いが発生するだろうと、それには猶予がないんだということを見越して前倒ししてやっているんだという趣旨に聞こえましたが、それでいいでしょうか。まず、その点は分かりました。

それでは、結構です、いいです、討論の中に入れますので、分かりました。

○議長（飯田正憲君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） なければ、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例について及び議案第36号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第1号）につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、休憩中に付託されました総務産業委員会の審査が終了しましたら、再開時間を改めてお知らせします。

午前 11 時 16 分休憩

午後 零時 20 分開議

○議長（飯田正憲君） 申し訳ございませんが、昼をまたいでの会議を再開させていただきます。休憩前に引き続き会議を開きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これより付託した常任委員会の委員長から、審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務産業委員長田村泰之君。

〔総務産業委員長 田村泰之君登壇〕

○総務産業委員長（田村泰之君） 今期市議会臨時会において総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、本日、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第35号外1件の付託議案の審査を行いました。審査の過程での主な質疑と審査結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第35号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例についてであります。借入者について、経済的条件があるかとの質疑があり、市税完納の条件があるとの答弁がありました。

また、年内に陶炎祭が開催されなかった場合においては、状況に応じた対応をしていくとの答弁がありました。

次に、議案第36号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の秘書課所管では、緊急雇用対策事業について雇用期間の延長を考えているかとの質疑に対し、状況に応じて1回の更新を受け付け、6カ月の雇用を考えるとの答弁がありました。

以上のような審査結果を踏まえ、当委員会に付託された議案について採決したところ、議案第35号、議案第36号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（飯田正憲君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

西山議員。

○15番（西山 猛君） それでは質疑をさせていただきます。

先ほど委員会に諮られまして、私は傍聴という立場でさせていただきました。その中で、

担当課長より説明がありました陶炎祭出展者の負担金とでも言うのでしょうか、過日説明があった約1,800万円、これも返還をするということでありました。

これについて、委員会の中では数字がなくて、諸経費、諸費用を引いたものを返還するというような答弁がありました。

これについて、なぜ詳細まで踏み込まなかったのか、その真意を教えてくださいたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 総務産業委員長田村泰之君、お願いします。

○総務産業委員長（田村泰之君） これは以前に全員協議会でもそういう説明があったとは思いますが、そういう関係から見まして、返済するということは以前に説明はしていると思われますので、そこまで踏み入ることではないということで質疑にならなかったと思われま。

以上です。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） くどく言うつもりはないんですが、約1,800万円という数字が出ている以上、数字で明確にすべきであったのではないかなと思うんです。それは返還したんだということについて、さらには、市が、議会が関わる問題ではないような言い回しに聞こえるんですが、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（飯田正憲君） 総務産業委員長田村泰之君。

○総務産業委員長（田村泰之君） 議会は関係ないということではありません。

○15番（西山 猛君） いいです。

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

10番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 議長の許可を受けまして、議案第35号、議案第36号に賛成の立場で討論いたします。

議案第35号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例について、賛成の立場で討論します。

○議長（飯田正憲君） 反対討論ないの。

○10番（石井 栄君） 賛成です。

○15番（西山 猛君） 反対から先だから。

○10番（石井 栄君） では、帰ります。

○議長（飯田正憲君） 反対の立場で討論ありますか。

西山 猛君。

〔15番 西山 猛君登壇〕

○15番（西山 猛君） まず、議案第35号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例につい

て反対の立場で討論させていただきます。

まず、組合員の内訳を聞きますと、市外の方がいるということ、これはまず私ども笠間市の市議会議員として、笠間市民が納めた血税をあまりにも短い時間で議論をして、それを投じるということ、これにまず疑問があるということ。

それから、4月29日から5月5日までの間、予定をされていたという陶炎祭について延期になったと、延期ということは、今後どのようになるかはまた別として延期になるということでもあります。その時点で、先ほど質疑もしましたが、昨年10月だったと思うんですが、既に10月頃に集めている出展者の負担金と言うんですか、これが3万円から5万円、10万円と、こういう数字であるということをお聞きしております。

都合1,800万円、これが昨日、組合の実行委員会の中で決定されたと、どのように決定されたかと言うと、費用を差し引いたものを返すんだということではありますが、内訳はいいです、内訳はいいですけれども、まずそれが先、それがすぐやるべきことだと思うんです。だとすれば、それは、4月29日から5月5日という、この期間の中ですぐ終わって、例えば待ったなしで5月6日に支払いが発生するんだということを考えれば、そういうことなのかなと思っております。むしろそれに併せて貸付金をするんだということなんですが、順序としては、やはり預かったものを返すべきではないかなと思っております。

その内訳は、本来は明確にここで知るべきだろうと、なぜかと言うと、公金を使って貸付金ということで補填をするわけですから、当然そういうことになろうかと思えます。そこがちょっと合点がいかないところであります。

さらに、平均売上げ100万円、売上げの2分の1を上限とすると、つまり50万円。今回補正を組んでいるのは4,000万円、50万円掛ける80件で4,000万円がマックスであろうかと思えます。これを超えたものをどうするのか。

そういうことも含めてなんですが、私はもっとその組合、組合の人だとか、そうでない人だとか、市内の人だとか、市外の人とかというよりも、今、目先のことに、笠間焼、江戸の中期から現在の笠間市箱田を中心に発祥した、このすばらしい世界に冠たる歴史のある笠間焼を今まで継承していただいた、そして、これからもその歴史、文化、伝統を受け継いでいくということを考えれば、むしろ今、笠間焼そのものがどのような状況かを鑑みて、今何をすべきかということをもう一度、この貸付けをして縛っていくのではなくて、そういうことを考えたときに、百歩譲って組合に補助金を出せばいいんじゃないかと思えます。組合に、まずは。今回の件を言えば、組合に補助金を出して、補助金は返さなくていいわけだから、そういう考え方をしていただきたいなと思っております。

その中で、組合の中のことをどうこうは言わないです。言わないですけれども、公金を出す以上は、市がしっかり監視体制をもってやっていただければなと思っております。

かゆいところに手が届くような、今大変な思いの人に手が差し伸べられるような、そんな笠間市であってほしいなと思っております。

いずれにしても、延滞のパーセントなども考えますと、大変な負担になってくる可能性があるなと思っております。

これが、まず、議案第35号に対する反対意見であります。

次に、議案第36号の一般会計補正予算の部分でございますが、飲食店緊急応援パスポート、これは既に説明がありましたけれども、同じような対応をしています。やっております。これは、果たして日銭をいただいている飲食店の方々、仕入れもしなくちゃならない、したものは廃棄しなくちゃならない、いろいろなことを考えたときに、こういう趣旨ではないような気がします。もっともっと、今日の今日、今日の明日というような、そういう資金を捻出すべきではないかなと思っております。

特にこの飲食店関係のところに、パスポートもあるから安いから行けよ、みんな行ってくれよって、市民の皆さん行ってくださいよと言って、何かおかしくないですか。集まっちゃいけないよと言われてるんですよ。集まっちゃいけないよと言われてるのに、そこで、飲食店で皆さんで使ってくれよと、いかがでしょうか。これが正しい笠間の在り方なのでしょうかと、こう私は思ってしまいました。

私は、市民の代表として代弁するのが仕事でございます。多分同じ考えになろうかと思っています。ただ、制度があれば、私どもも参加しますよという人はいるでしょう。でもそれは通常の長いスパンの中の景気の対策の部分であって、決して今回のような有事に備えたときの内容ではないのではないかなと思っております。なので、税金の使い道を審査する、チェックをする我々議会議員の立場とすれば、私はこのやり方ではなくて、同じ予算を使うんだとすれば、もっと実効性、即効性のあることをしていただきたい。これをお願いして、私の反対の討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（飯田正憲君） 15番西山議員の討論が終わりました。

次に、10番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、議案第35号、議案第36号に賛成の立場で討論いたします。

議案第35号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例について、賛成の立場で討論いたします。

今回、第39回を迎えようとしていた笠間の陶炎祭は、残念ながら新型コロナウイルス感染症拡大の中で、感染防止の観点から延期となりました。笠間の陶炎祭は、茨城県を代表する観光産業イベントとして、期間中に50万人以上の方々が見物から訪れる催しであります。

笠間焼に携わる方々は、笠間の陶炎祭への出展を目指して、昨年数カ月をかけて作品の制作など準備を重ねてきました。例年、陶炎祭における出展者の収入は、年収の数カ月分、半年分以上にも当たると言われ、大きなウエートを占めていましたが、延期になり、

再開までの収入は大幅な減収となる模様です。

先ほどの質疑でも明らかなように、延期による経済的損失は2億円以上、1件当たりの収入減は平均で100万円以上になる可能性もあるとの話がございました。

笠間焼は笠間市の地場産業としても大きな位置を占めていますが、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大は、笠間焼を支える多くの陶芸家に深刻な打撃を与えようとしております。その中で出展者である笠間焼作家、笠間焼協同組合の方々に対する経済的支援策を講じることが、困難に直面する笠間焼作家の作陶活動を支援することになるとともに、笠間焼の発展、振興に寄与するものであります。50万円を上限とする貸付制度を創設する条例は、時宜にかなうものであり、賛成します。

議員の皆様には、御賛同いただけますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

次に、議案第36号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第1号）に賛成する立場で討論を行います。

この補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策のための予算として、地場産業、雇用、営業を守るための予算が計上されています。第1には笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例案により、笠間の陶炎祭への出展予定者に、笠間市が最大50万円を無利子で貸付けできる制度をつくらうとすることです。延期により予定した収入が大幅な減収になる笠間焼作家の、暮らしと作陶活動を守るための取組となります。何も対策をしていなければ、笠間焼は大きな影響を受け、振興どころか衰退になる可能性も懸念されるところであります。

感染症拡大により笠間焼作家の作陶活動などに支障が生じると見込まれるため、その影響を軽減するための措置として4,000万円が計上されています。200年以上の歴史を持つ笠間焼は、笠間市の地場産業として近県、関東、そして海外にも知られるようになりました。そのともしびをともし続けるのは、笠間焼の作家の日々のたゆまぬ努力です。この日々の努力を自治体として支援する取組となっています。

これについては、今年秋以降に、できれば再開したいという関係者の意向があるとの話を伺っています。そのようになることを期待していますが、状況が好転せず、笠間の陶炎祭が仮に中止になった場合には、印刷費など既に支出した費用を差し引くのではなく、出展者の出展料を全額返金できるように、また、減収に対する適切な補填ができるように、国や県に支援を求めていくことが必要ではないかと考えます。

第2には、新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用対策事業です。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により内定取消しとなった方や、業務縮小により雇用取消しとなった子育て中の方を、会計年度任用職員として最大6カ月間雇用し、市内企業を紹介するなど、就職を支援する事業に予算が計上されていることでもあります。雇用不安の中にある青年や子育て中の方々への温かい支援になるとともに、行政に対する信頼につながる措置であると考えます。自治体の取組として、創意的、先進的なものとして注

目されるものとなるのではないのでしょうか。

第3には、飲食店支援として、笠間市飲食店緊急応援パスポート事業への補助事業として3,814万円が計上されていることです。市内飲食店を応援する事業として効果を発揮するのではないのでしょうか。これは経済対策であって感染症対策ではありませんので、この実施については時期を考える必要があるのではないかと思います。

第4には、商工会による市が補助する店舗、住宅リフォーム促進補助事業を、例年5月開始のものを4月に前倒しして行うことが含まれております。補正予算として、全体として8,758万円が計上されています。

そのほか、予算には計上されていない件ですけれども、市役所職員約600名が市内飲食店に週2回飲食を注文することにより、飲食店を支援する取組も計画されており、行政の対応は市民を支援するという仕組みもつくられています。国や県が個人や事業者に自粛を求めるのであれば、補償が必要、自粛と補償はセットで行われてこそ感染症対策が実効性を持つとの声は全国から起こっています。

今回の笠間市補正予算は、予算規模の小さな自治体の取組として、この道理ある声を国に届け予算措置を求めるための、効果的なメッセージとなるものではないかと思います。

このような内容と取組に賛同し、一般会計補正予算（第1号）への賛成を表明いたします。議員の皆様には、御賛同いただきたくお願い申し上げまして、賛成討論といたします。以上です。

○議長（飯田正憲君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） なければ、討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第35号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例について採決をいたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告どおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯田正憲君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯田正憲君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（飯田正憲君） 以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて令和2年第1回笠間市議会臨時会を閉会とします。

大変御苦労さまでございました。

午後零時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 飯 田 正 憲

署 名 議 員 西 山 猛

署 名 議 員 石 松 俊 雄